

浜松市特定給食施設等指導実施要領

(要旨)

第1条 この要領は、健康増進法(平成14年8月2日法律第103号。以下「法」という。)及び健康増進法施行規則(平成15年4月30日厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)の規定に基づき、特定給食施設の設置者等に対し、栄養管理等について適切な指導を行うことにより、市民の栄養改善及び健康増進を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象施設は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設とする(以下「特定給食施設等」という)。このうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」(法第20条及び規則第5条による施設)、それ未満の施設を「その他の給食施設」として区分する。ただし、同一敷地内に施設の種類や利用者(特定給食施設等を利用して食事の供給を受ける者)の特性が明らかに異なる特定給食施設等が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設等とする。

(届出)

- 第3条 特定給食施設の設置者は、給食業務を開始したときは、事業の開始の日から一月以内に法第20条第1項の規定に基づき、保健所長宛てに特定給食施設等開始届(第1号様式)を提出するものとする。
- 2 特定給食施設の設置者は、前項の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に法第20条第2項に規定に基づき、特定給食施設等変更届(第2号様式)を提出するものとする。
- 3 特定給食施設の設置者は、当該施設を休止又は廃止したときは、休止・廃止の日から一月以内に特定給食施設等休止・廃止届(第3号様式)を提出するものとする。
- 4 その他の給食施設の設置者は、前3項の規定に準じて書類を提出するよう努めるものとする。

(管理栄養士必置施設の指定及び解除)

- 第4条 保健所長は、法第21条第1項の規定により、規則第7条に定める要件に該当する特定給食施設を、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設(以下「管理栄養士必置施設」という。)と認めるときは、管理栄養士必置施設指定通知書(第4号様式)をもって当該施設の設置者に通知するものとする。
- 2 保健所長は、管理栄養士必置施設として指定を受けた特定給食施設において管理栄養士が未配置の場合、当該施設の設置者から管理栄養士配置計画書(第5号様式)の提出を

求め、当該施設に対し、管理栄養士の配置に向け必要な指導及び助言を行う。

- 3 保健所長は、管理栄養士必置施設が規則第7条に定める要件に該当しなくなったと認めるときは、管理栄養士必置施設指定解除通知書(第6号様式)をもって当該施設の設置者に通知するものとする。

(栄養管理状況の把握)

第5条 保健所長は、法第18条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、特定給食施設等の設置者に対し、年1回別に定める特定給食施設等栄養管理報告書の提出を求め、対象施設の現状把握を行う。

(指導及び支援)

第6条 保健所長は、法第18条第1項の規定及び令和2年3月31日付健健発0331号第2号「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援について」に基づき、対象施設の栄養管理の実施に関し、計画を策定し、集団又は個別による指導及び支援を効果的・効率的に行う。

- 2 前項の指導及び支援の内容は次の各号のとおりとする。

- (1)施設への巡回等による状況調査、個別指導及び支援
- (2)適切な給食管理・栄養管理に関する講演会等の実施
- (3)その他栄養管理の実施に関する必要な情報提供

- 3 保健所長は、法第18条第1項第2号及び第3号並びに法第22条の規定に基づき、特定給食施設等に対し、個別指導を行うときは、必要に応じて「特定給食施設等栄養管理指導票(第7号様式)」を当該施設に交付するものとする。

(立入検査等)

第7条 保健所長は、特定給食施設において、栄養管理の実施を確保するため必要があると認められるときは、法第24条に基づき、栄養指導員を施設に立ち入らせ、帳簿、書類の検査及び関係者への質問により状況を把握するものとする。

(勧告及び命令)

第8条 保健所長は、特定給食施設の設置者に対して、法第23条第1項の規定に基づき勧告を行う場合は、栄養管理改善勧告書(第8号様式)によるものとする。

- 2 保健所長は、特定給食施設の設置者に対して、法第23条第2項の規定に基づき、勧告に係る措置を命令する場合は、栄養管理改善命令書(第9号様式)によるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。